

2024 年度

「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業/  
ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）/  
躍進コース 500・3000」

公募要領

**受付期間：2024年3月12日（火）～2024年4月18日（木）正午**

\* 締切直前はシステム混雑等により提出が期限に間に合わなくなる可能性がありますので早めのご提出をお願いします。

【注意事項】

1. 本事業は政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更される場合があります。最新の情報につきましては、本公募の HP をご確認ください。
2. 指定の方法以外での提出は、受け付けません。
3. 提案書が期限までに提出されなかった場合や、書類に不備がある場合は、受け付けません。

2024 年 3 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部

# 目次

<b>1. 事業概要</b> .....	<b>- 2 -</b>
1.1. 背景・目的 .....	- 2 -
1.2. 事業内容および事業期間 .....	- 2 -
(1) 応募タイプ .....	- 3 -
(2) 支援内容 .....	- 3 -
(3) 条件 .....	- 4 -
1.3. 事業規模について .....	- 4 -
1.4. 事業スキームについて .....	- 4 -
1.5. 交付規程について .....	- 4 -
<b>2. 応募要件</b> .....	<b>- 5 -</b>
2.1. 助成事業対象者 .....	- 5 -
(1) 共通の要件 .....	- 5 -
(2) 躍進 500 の要件 .....	- 6 -
(3) 躍進 3000 の要件 .....	- 6 -
2.2. 助成対象事業 .....	- 6 -
(1) 事業に活用する技術の範囲 .....	- 7 -
(2) 助成事業で開発するものに対する要件 .....	- 7 -
2.3. 助成対象費用 .....	- 7 -
<b>3. 応募方法</b> .....	<b>- 10 -</b>
3.1. 提案書の作成 .....	- 10 -
3.2. 提出先及び提出方法 .....	- 11 -
3.3. 提出期間 .....	- 11 -
3.4. 応募に関する留意事項 .....	- 11 -
(1) 併願について .....	- 11 -
(2) 重複の排除について .....	- 11 -
(3) 所属機関との事前調整等 .....	- 12 -
(4) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票について .....	- 12 -
(5) 主任研究者研究経歴書および登録研究員について .....	- 12 -
(6) 法人設立に伴う事業開始時期について .....	- 12 -
3.5. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合 .....	- 12 -
3.6. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録 .....	- 13 -
(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について .....	- 13 -
(2) e-Rad 登録手続きの概略 .....	- 13 -
<b>4. 採択者の選定</b> .....	<b>- 14 -</b>

4.1.	応募から交付決定までの流れ.....	- 14 -
	(1) 審査および採択.....	- 14 -
	(2) カタライザーマッチング.....	- 14 -
	(3) 交付決定通知.....	- 14 -
4.2.	審査の方法.....	- 14 -
	(1) 躍進500.....	- 14 -
	(2) 躍進3000.....	- 14 -
4.3.	審査基準.....	- 15 -
	(1) 本事業の趣旨との整合.....	- 15 -
	(2) 人物評価.....	- 15 -
	(3) 技術評価.....	- 15 -
	(4) 事業性評価.....	- 16 -
	(5) 資金調達に関する評価.....	- 16 -
	(6) その他.....	- 16 -
4.4.	審査結果の通知.....	- 16 -
4.5.	交付先の通知及び公表.....	- 16 -
4.6.	経理・検査の流れ.....	- 17 -
4.7.	スケジュール（予定）.....	- 18 -
<b>5.</b>	<b>秘密の保持.....</b>	<b>- 19 -</b>
<b>6.</b>	<b>その他の留意事項.....</b>	<b>- 19 -</b>
6.1.	事業期間終了後.....	- 19 -
	(1) 実績報告書等の提出.....	- 19 -
	(2) 事業化状況報告書等の提出.....	- 19 -
	(3) 収益納付.....	- 19 -
	(4) 取得財産の管理.....	- 20 -
	(5) 処分制限財産の取扱い.....	- 20 -
	(6) 追跡調査・評価.....	- 20 -
	(7) その他.....	- 20 -
6.2.	「国民との科学・技術対話」への対応.....	- 20 -
6.3.	本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて.....	- 21 -
	(1) NEDOへの報告について.....	- 21 -
	(2) 報告の方法.....	- 21 -
	(3) 効果的な情報発信について.....	- 21 -
	(4) NEDO事業成果の明示.....	- 21 -
6.4.	交付決定の取り消し.....	- 21 -
6.5.	公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応.....	- 22 -
	(1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合.....	- 22 -

(2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に 基づく体制整備等の実施状況報告等について.....	- 22 -
6.6. 研究活動の不正行為への対応.....	- 23 -
(1) 本事業において不正行為があると認められた場合.....	- 23 -
(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合.....	- 24 -
(3) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口.....	- 24 -
6.7. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処).....	- 24 -
(1) 外為法による輸出規制.....	- 24 -
(2) 技術提供について.....	- 24 -
(3) 技術等の輸出(提供)について.....	- 25 -
(4) 安全保障貿易管理の詳細について.....	- 25 -
6.8. 助成事業の事務処理について.....	- 25 -
6.9. 免責事項.....	- 25 -
6.10. データマネジメントについて.....	- 26 -
6.11. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(詳細は別紙3記載) ..	- 26 -
6.12. 特許出願の非公開に関する制度の留意点.....	- 26 -
(1) 特許出願の非公開に関する制度.....	- 26 -
(2) 同制度に伴うNEDOへの技術情報の提示についての留意点.....	- 26 -
7. 説明会の開催.....	- 27 -
8. 問い合わせ先.....	- 27 -
9. その他.....	- 27 -
(1) NEDO公式X(Twitter).....	- 27 -
(2) NEDO事業に関する業務改善アンケート.....	- 27 -
(3) 日本版SBI R制度.....	- 28 -
<b>【関連資料】</b> .....	- 28 -
<b>【別紙】</b> .....	- 29 -

2024年度 「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業／ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）／躍進コース」に係る公募について

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」の基本計画、実施方針に基づき、「ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）／躍進コース」において研究開発を行う事業者を、以下の要領で募集します。なお、本事業は政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更される場合があります。

- ・ NEDO が実施する NEP 事業は、「躍進コース」「開拓コース」の 2 種類がございます。
- ・ また、躍進コースには、「躍進コース 500・3000」、「躍進コースカーブアウト A・B」の 4 つのタイプがあります。
- ・ 本公募要領は「躍進コース 500・3000」に関するものです。
- ・ 各コースの主な違いは以下の通りです。

	開拓コース	躍進コースカーブアウト A・B	<u>躍進コース 500・3000</u> (本公募)
年齢制限	なし ※ただし、若手人材（40歳未満）の方は優遇	なし	<u>なし</u>
応募者像	✓ 技術シーズを持ち、技術の活用アイデアを有する者	✓ 技術シーズを持ち、一定のビジネスモデルを有する者（顧客像、市場が想定されており、 <u>資金調達方法や差別化ポイントを検討している</u> ） ✓ カーブアウトの実施を想定している個人またはチーム、もしくはカーブアウト後の法人	✓ <u>技術シーズを持ち、一定のビジネスモデルを有する者（顧客像、市場が想定されており、<u>資金調達方法や差別化ポイントを検討している</u>）</u>
事業期間中の取組み	✓ アイデアからビジネスモデルへの具体化	✓ ビジネスモデルのブラッシュアップ、研究開発	✓ <u>ビジネスモデルのブラッシュアップ、研究開発</u>
支援金額	✓ 最大 300 万円（毎月定額の謝金払い）	✓ 最大 500 万円（助成率 3/4）又は 3,000 万円（助成率 3/4）	✓ <u>最大 500 万円（助成率 1/1）又は 3,000 万円（助成率 1/1）</u>

主な応募要件	✓ 法人の代表者ではない 個人であること	✓ カーブアウトの実施に向けて取り組む個人・チームもしくは、カーブアウト後の法人であること	✓ <u>個人・チームもしくは法人であること</u> <u>※交付決定時は法人を設立すること</u>
事業終了時のイメージ	✓ ビジネスモデル構築 ✓ 研究開発の方向性が定まること	✓ VC等からの資金調達を実現	✓ <u>VC等からの資金調達を実現</u>

## 1. 事業概要

### 1.1. 背景・目的

我が国の開業率は諸外国と比較して低い水準にあり、新規起業・スタートアップを起点に、経済を活性化させていくことができていません。産業の新陳代謝を活性化させるためには、スタートアップの量産が必要不可欠であり、起業を促すための施策が必要です。

起業が少ない原因として、起業家マインドを育てる環境が未だ十分でないことが考えられ、起業・事業化（技術シーズを基にプロダクトやサービス等を開発し、そうしたプロダクト等による売上の見込みが立つこと）を促すための人材育成・アントレプレナー支援プログラムを拡充し、地方も視野に入れて裾野を拡大していくことが必要です。特に、ディープテック分野では、高等専門学校・大学・研究機関・企業等において、優れた技術シーズを掘り起こす新たな施策が必要です。

以上のことから、ディープテック・スタートアップの活性化に向けては、日本のスタートアップエコシステムの底上げとともに、大学等にあるシーズの掘り起こしの確度を高め、新規産業・雇用の創出に繋げることが重要です。

本事業では、NEDOのミッションである「エネルギー・地球環境問題の解決」と「産業競争力の強化」の一環として、ディープテック分野での人材を発掘して起業家を育成することにより、ディープテック・スタートアップの創出、育成を図り、経済活性化、新規産業・雇用の創出につながることを目的とし、技術を基にした起業・事業化活動にこれから取り組もうとする法人（採択時は法人設立前の個人・チームを含む）を主な対象に「ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業／躍進コース」を実施します。

### 1.2. 事業内容および事業期間

本事業では、ディープテック分野で具体的な技術シーズを活用したビジネスモデルを有する起業家候補人材を公募します。助成交付決定者は、NEDOが委嘱する事業化支援人材（事業カタライザー<sup>1)</sup>）によるハンズオン支援を受けながら、事業化可能性の調査、事業化促進に向けた研究開発、実証（ビジネスモデルのブラッシュアップ・市場調査・試作品の設計および製作等）の活動を行います。

<sup>1)</sup> 起業・事業化に向けた助言等の指導を行う専門家

## (1) 応募タイプ

項目		躍進コース 500	躍進コース 3000
対象者	応募時	個人・チーム又は法人	
	交付決定先	法人	
助成金額		500万円 <u>未満</u> (税込)	3,000万円 <u>以内</u> (税込)
助成率		1/1	1/1
事業期間		12か月以内	

\* 「躍進コース 500」、「躍進コース 3000」、「躍進コースカーブアウト A」及び「躍進コースカーブアウト B」は、以降それぞれ「躍進 500」、「躍進 3000」、「躍進カーブ A」及び「躍進カーブ B」と表記します。

\* 躍進コース（躍進 500、躍進 3000、躍進カーブ A、躍進カーブ B の全 4 つのタイプ）において併願は認めません。

\* 課税事業者が、消費税の仕入税額控除を適用している場合は、消費税は助成金に含まれません（自己負担）。

## (2) 支援内容

### ①事業カタライザーによる支援

事業カタライザーによる「事業化促進活動」に関するハンズオン支援を提供します。なお、事業カタライザーが必要と認めた場合、技術カタライザー（特定技術分野の専門家）や専門カタライザー（弁護士、弁理士等）を活用することができます。各カタライザーの活用費用は、別途 NEDO が負担します。

### ②研修受講による事業化に向けたスキルアップ支援・人材ネットワーク強化支援

NEDO が委託する運営管理法人によって企画される研修により、事業化促進に関するスキルアップと、事業者間ネットワークやスタートアップ支援関連団体等とのネットワーク構築を支援します。採択者は原則としてこの研修に参加して頂きます。研修のおおよその開催時期と研修内容（予定）は以下の通りです。

事業開始直後：第 1 回研修（講演、経理研修等）

事業期間中：第 2 回研修

（講演、有識者・先輩スタートアップによるパネルディスカッション等）

事業終了前後：第 3 回研修（事業・成果報告会）

### ③経理等の支援

NEDO 及び運営管理法人（必要に応じて経理カタライザー）による経理に関するアドバイス等を実施します。

#### ④活動費の支援

「事業化可能性調査」及び「事業化促進に向けた研究開発」のための活動費として、躍進500は500万円未満（税込）、躍進3000は3,000万円以下（税込）を使用できます。ただし、課税事業者が、消費税の仕入税額控除を適用している場合は、消費税は助成金に含まれません（自己負担）。

発注、支払い等は事業者自身が行い、活動費は事業者の立替え払いとなります。事業が終了し、確定検査を経た後にNEDOから精算払いを行います。なお、希望に応じて、事業期間中の概算払いも可能です（事業最終月を除く）。また、金融機関の判断によっては、つなぎ融資（P0ファイナンス<sup>2</sup>）を利用することが可能です。なお、このサービスを利用する場合は、NEDOの概算払いは受けられません。

#### (3) 条件

採択通知後、原則45日以内に、交付申請書を作成・提出するとともに、以下の【条件1】と【条件2】を満たす必要があります。

【条件1】担当事業カタライザーの決定（事業カタライザーとのマッチング）

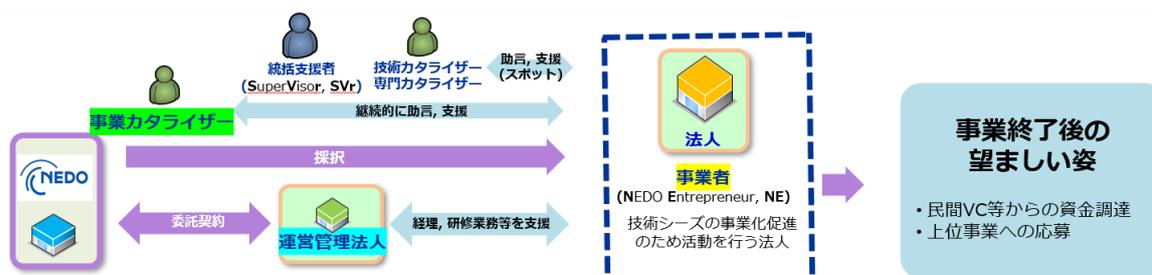
【条件2】設立法人に関する確認書類（履歴事項全部証明書、定款の写し）の提出

#### 1.3. 事業規模について

約9億円

（「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」の2024年度総予算の内数）

#### 1.4. 事業スキームについて



#### 1.5. 交付規程について

本事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程<sup>3</sup>」に沿って実施します。

<sup>2</sup> 本補助金の交付決定通知を電子記録債権化し、これを譲渡担保として金融機関から融資を受けられるサービス。詳細は<<https://www.tranzax.co.jp/solution/guidance/>>をご参照ください。

<sup>3</sup> 本交付規定については、以下をご参照ください。

<<https://www.nedo.go.jp/content/100959238.pdf>>

また、本交付規定に係る様式については、以下をご参照ください。

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_yoshiki.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki.html)>

## 2. 応募要件

### 2.1. 助成事業対象者<sup>4</sup>

#### (1) 共通の要件

次に示す要件を満たす法人（法人設立前の個人・チーム<sup>4</sup>を含む）による応募が可能です。

過去に同一テーマで NEP 事業および SUI に採択された経験の有無に応じて応募可否が異なりますので、以下の表を確認してください。

過去の NEP 経験	躍進カーブ A	躍進カーブ B	躍進 500	躍進 3000
NEP 事業の経験なし	可	可	可	可
NEP タイプ A[個人] <sup>*1</sup>	不可	可	可	可
NEP タイプ A[法人]	不可	可	不可	可
NEP タイプ B・SUI	不可	不可	不可	不可
NEP 躍進コース A	不可	可	可	可
NEP 躍進コース B	不可	可	不可	可
NEP 躍進コース C	不可	不可	不可	不可

※ 2018 年度および 2019 年度の NEP 事業者は「NEP タイプ A[個人]」としてご確認ください。

- ・ 具体的な技術シーズに基づくビジネスモデルのもと、日本国内で事業活動の開始や資金調達を目指している者（大企業からのカーブアウトを含む）。国籍は問いません。
- ・ 法人設立前の場合、交付申請書の提出（「4. 6. スケジュール（予定）」参照）までに設立する必要があります。
- ・ 採択決定までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。
- ・ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- ・ 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ・ 助成事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
- ・ 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な処理能力を有すること。
- ・ 研究開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有する、あるいは支援によって必要な技術経営力を獲得する見込みがあること。
- ・ 助成事業を円滑に遂行できるよう、事前に共同研究予定機関等と調整すること。

<sup>4</sup> 複数の個人が共同で助成事業を行う場合を「チーム」と呼びます（研究者同士の場合や、研究者と経営人材候補とがチームを組む場合などが想定されます）。当該チームを代表し、助成事業の責を負う「主任研究者」を置かなければなりません。

## (2) 躍進 500 の要件

設立法人あるいは設立しようとする法人が以下の法人の条件を満たすこと。

### 【本公募に応募可能な法人の条件】

法人を設立済みの者（企業）のうち、本公募開始（2024年3月12日）の時点で以下の全ての条件を満たす者。

- ・別紙1に示す中小企業基本法等に定められている中小企業者の定義に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。且つ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。
- ・新たに法人を設立する場合は設立当初より本応募事業を事業化することを目的としている法人であること、または、すでに事業活動を行っている法人の場合はその法人による「新規事業」であって、当該事業を将来的に分社化する等の構想があること。
- ・事業化に向けた資金として、提案額以上の出資・融資等の投資を受けていないこと（但し、出資・融資等とは、業として出資・融資を行う者（事業会社等の法人を含む）による投資を対象とし、これに該当しない個人投資家による投資は対象外とする）。
- ・設立した新法人が既存の法人と「関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条（定義）5項）」及び「子会社(会社法 第二条（定義）三項）」の関係にないこと。
- ・技術研究組合でないこと（技術研究組合は本事業の対象外）。

## (3) 躍進 3000 の要件

- ・設立法人あるいは設立しようとする法人が上述の (2) 躍進 500 の要件に示す【本公募に応募可能な法人の条件】 を満たすこと。
- ・VC等から「出資関心願／出資関心確認書」の提出を受けられる者。但し、提出が提案書の提出期限までに間に合わない場合は、2024年5月17日（金）正午までに追加で提出すること。「VC等」の要件は、以下の通りとする。
  - ▶ 業としてスタートアップへの投資機能を有し、躍進コース事業者の事業化支援を行う機能を有する企業（ベンチャーキャピタルやシードアクセラレータ等）であること。
  - ▶ 躍進コースが対象とする技術領域<sup>5</sup>の事業化を支援する能力（ハンズオン能力）を有すること。特に、販路を含め、具体的かつ広範なネットワークを有すること。
  - ▶ 日本国内において、躍進コース事業者の事業化を支援する拠点を有し、ハンズオン支援できる常駐スタッフを配置していること。
  - ▶ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

## 2.2. 助成対象事業

次に示す要件を満たす事業が応募可能です。

<sup>5</sup> 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、環境、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。但し、原子力に係るものは除きます。）

(1) 事業に活用する技術の範囲

- ・経済産業省所管の鉱工業技術<sup>5</sup>であること。
- ・具体的な技術シーズであって、研究開発要素があることが想定されること。技術的要素が薄いものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とします。

(2) 助成事業で開発するものに対する要件

- ・助成事業で開発するものが競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。
- ・助成事業で開発するものが、応募者及びその所属機関が既に活動している事業とは異なる、新たな事業を創出しうるものであること（既存法人による「既存事業の拡大」は対象外）。

### 2.3. 助成対象費用

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な研究開発や市場調査（研究開発の目標に調査内容が記載されていることが前提）に係る以下の経費であって、研究開発に必要な費用のうち、本事業にて使用する機械装置等費、労務費、その他経費、及び共同研究費です。

- ・応募資料作成に当たっては研究に必要な経費を正確に積算してください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を変更することがあります。
- ・NEDOが外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。
- ・事業期間中におけるサンプル出荷等（出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの）を行うことは可能です。ただし、有償で行う場合は、その収入額を助成対象費用から控除します。
- ・積算する費目（機械装置費、労務費、その他経費、委託費・共同研究費）等、詳細については、以下の事務処理マニュアルに記載されておりますので、事前に必ず参照してください。 <[https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)>

助成対象費用の費目については、次の通りです。

#### I. 機械装置等費（生産設備は対象外）

##### ①土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事、及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

##### ②機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費。

##### ③保守・改造修理費

助成事業で購入したプラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合）、修理（主として現状に回復する場合）に必要な経費。

\*なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

## II. 労務費

「研究員費」と「補助員費」の区分やその他の詳細については、以下の事務処理マニュアルの労務費の項目をご参照ください。

<[http://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](http://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)>

## III. その他経費

### ①消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

### ②旅費

提案書の「添付資料2：助成事業実施計画書」の研究体制図に記載された登録研究員のみ計上可能です。

助成事業を実施するために必要となる研究員、及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等を、研究員以外の者から収集するための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

事業期間外に開催される NEDO 主催の任意参加のイベント等（デモデイ等）への参加に係る旅費は対象外です。

### ③外注費

助成事業の実施に必要なソフトウェア、ハードウェア設計等の請負外注に係る経費（研究開発要素を含むものは外注できません）。

### ④諸経費

上記の①～③のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会・展示会等参加費。

なお、特許出願に関する費用は対象外です。

## IV. 委託費・共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約に基づき学術機関等（国内）が行う技術開発に必要な経費。民間企業との共同研究費は助成対象外です。なお、本事業では、研究開発業務を第三者に委託する委託費は認められません。当該経費の算定に当たっては、上記 I～III に定める項目に準じて行います。

- ①「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。
- ②共同研究費は、助成金総額の 25%以内まで認めます。
- ③学術機関等において発生する本事業の直接経費の 30%を上限として間接経費も助成対象とします。
- ④本費用を計上する場合は、共同研究先の費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下の点にご留意ください。

- ・ 提案者（代表者）及びチームメンバーと利益相反関係にある相手先との共同研究は対象外となります。提案者及びチームメンバーと共同研究先が利益相反関係(金銭面、知的財産面等)にないことを所属機関（企業、研究機関、大学等）の利益相反マネジメント又はそれに類するマネジメントの所掌部門・組織等で事前の確認の上、提案書の「添付資料2：助成事業実施計画書」に共同研究等の相手先の役割と協力項目を記載してください。
  - ・ 学術機関等は 200 万円以上の機械装置を共同研究費から購入することはできません。200 万円未満の機械装置の購入は共同研究費の中に計上することはできますが、この場合、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入してください。
  - ・ 共同研究先の労務費は助成対象外です。
- ⑤共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載する必要があります。また、共同研究の契約締結後、遅滞なく契約書の写しを NEDO へ提出してください。
- ⑥共同研究に係る契約の締結日及びその履行期間は、助成事業期間内（交付決定日から事業終了日まで）とする必要があります。

### 3. 応募方法

#### 3.1. 提案書の作成

助成金を希望する応募者は、本公募要領、及び提案書類に記載の説明等に従って、提案書類一式を日本語で作成してください。応募に必要な書類は、NEDO ウェブサイトの実施者募集（公募）情報からダウンロードできます。

提出が必要な書類一式は以下の通りですが、詳細は応募時チェックリストや「3. 2. 提出先及び提出方法」以降も確認してください。

① 応募時チェックリスト (Excel 形式)

② ファイル作成補助 Excel (Excel 形式)

『応募時チェックリスト (2-2. ファイル作成補助 Excel ファイル)』

③ 書面審査用ファイル (PDF 形式)

『応募時チェックリスト (2-3. 書面審査用ファイル)』の資料 1)~6)の全て

④ 追加資料ファイル (PDF 形式)

『応募時チェックリスト (2-4. 追加資料ファイル)』の資料 1)~6)の全て  
資料 6)は、躍進 3000 のみ提出必要。

⑤ 財務データ入力フォーム(Excel 形式)

法人設立済みの応募者のみ提出必要。

⑥ 決算報告書(PDF 形式)

1 期以上の決算報告書がある法人設立済みの応募者のみ提出必要。

直近 3 年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)を纏めたもの。キャッシュフロー計算書は、作成されている場合のみで可。(3 年分の決算報告書が無い場合、有る年度のもののみで可)

⑦ 従業員への賃金引上げ計画の表明書(PDF 形式)

該当者のみ

※「添付資料 1：助成事業実施計画書」については 10 枚以内、「添付資料 2：企業化計画書」については 7 枚以内で作成してください。枚数が上限を超過した場合は、審査に影響があります。

※「別添 1：事業プランのキーワード」について、書面審査で技術分野の選別に使用するため、技術キーワードは最低 5 つ選択してください。

### 3.2. 提出先及び提出方法

作成した提案書類の電子データを、以下の提出先にアップロードしてください。それ以外の提出は受け付けません。

#### 【提案書類の電子データのアップロード先】

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/u76pb1qo2cr9>

- ・ web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。
- ・ アップロードするファイルは、一つの zip ファイル (25MB 以内) にまとめてください。
- ・ 他の提出方法 (持参・郵送・FAX・電子メール等) は受け付けません。
- ・ 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は、全資料を再度提出してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後に提出された書類のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されます。これら全てを提出期間内に完了してください。
- ・ 入力やアップロード等の操作途中で提出期限を過ぎてしまった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕を持って提出してください。
- ・ VC 等からの『出資関心願／出資関心確認書』のみ、提出期限に間に合わない場合は 2024 年 5 月 17 日 (金) 正午まで『出資関心願／出資関心確認書』の提出の延長を認めます。上記提出期間の締切以降は NEP 事務局 <NEP@nedo.go.jp>宛てにご提出ください。

### 3.3. 提出期間

2024 年 3 月 12 日 (火) ~2024 年 4 月 18 日 (木) 正午 アップロード完了

### 3.4. 応募に関する留意事項

#### (1) 併願について

躍進コース (躍進 500、躍進 3000、躍進カーブ A、躍進カーブ B の全 4 つのタイプ) において併願は認めません。

#### (2) 重複の排除について

「代表者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等が、国 (国立研究開発法人等を含む) が助成する他の制度 (補助金、委託費等) による支援を受けており、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生していると判断された場合、採択されません。

- ・ 同一の技術開発課題について、すでに他の助成金等を受けている場合、本事業への応募はできませんが、他の助成金等と同時に応募することは可能です (但し次項に留意のこと)。

- ・ 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況（制度名、代表者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を提案書の「別添2：その他の補助金制度との関係等」に記載いただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ・ 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除のために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課（独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則が適用されることがあります。

### (3) 所属機関との事前調整等

本事業への応募にあたっては、応募者の責任において、応募事業を実施することで第三者の権利（知的財産権等）や研究施設・設備の利用権を侵害しないことを、所属機関（企業、研究機関、大学等）、及び利害関係のある機関、関係者等と必ず事前に確認・調整の上で応募してください。

### (4) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票について

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について実績調査票に記載していただきます。（詳細は、提案書の「追加資料2：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について」を参照）。なお、本調査は採択審査に使用しますので、必ず提出してください。

### (5) 主任研究者研究経歴書および登録研究員について

本事業では、主任研究者は交付決定時に設立法人に所属していることとします。

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出の確認等を行う、助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者については、研究経歴書に記載いただきます。なお、研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のためだけに利用されます（但し、法令等により提供を求められた場合を除く）。

### (6) 法人設立に伴う事業開始時期について

法人の設立が 2024 年 9 月以降となる場合、交付手続きの都合により、事業開始時期が 9 月上旬より遅れ、助成事業期間が短くなる可能性があります。

## 3.5. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

提案書を受理した際には、連絡先（提案者）宛てに提案受理番号をメールで送付します。

応募要件を満たさない提案書又は不備のある提案書について、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。

なお、提出された提案書類は返却いたしません。

### 3.6. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

本事業への応募にあたっては、NEDO への提案書類の提出とともに、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録手続きが必要となります。この e-Rad への登録手続きを行わないと、本事業への応募ができませんので、ご注意ください。また、登録手続きには日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを実施してください。

#### (1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

「e-Rad」とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」に関しては、以下の URL を参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、以下の e-Rad ヘルプデスクにて受け付けております。なお、操作方法については、NEDO に問合せいただいても回答できません。

- ・ e-Rad ポータルサイト：<<https://www.e-rad.go.jp/>>
- ・ e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日ともに 0:00～24:00  
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。但し、上記利用可能時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- ・ e-Rad ヘルプデスク  
電話番号：0570-066-877  
受付時間：平日 9:00～18:00（国民の祝日及び年末年始を除く）

#### (2) e-Rad 登録手続きの概略

##### ①所属研究機関の登録

事業に係る活動費の支払い先が個人の場合は所属研究機関の登録の必要はありません。それ以外の場合、交付所属機関の登録が必要となります。(提案書を NEDO へ提出する際に法人未設立の場合は登録不要ですが、採択後、交付決定には法人設立及び登録が必要です)。所属機関の登録が完了したら、②で登録する研究者の所属情報に当該機関を追加してください。

##### ②研究代表者の登録

研究代表者（提案書中の主任研究者に相当）の登録を行い、研究者番号及びパスワードを取得してください。既に研究者番号を取得されている場合は、対応不要です。

##### ③応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Rad ポータルサイトへログインし、本公募に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を出力してください。この出力物は NEDO への提案書類として必要になります。

#### ④応募情報の確認と登録

入力内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「確認・実行」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。

#### 【注意事項】

- ・本事業への応募の前に2週間以上の余裕をもって登録作業を開始していただき、提出締切日までに登録を完了してください。
- ・提出締切日までに、システムの「応募／採択課題一覧」の申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中」と表示されている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」と表示されなかった場合は、e-Rad のヘルプデスクまで連絡してください。
- ・e-Rad での申請は代表者のみで、共同研究先は必要ありません。

#### 4. 採択者の選定

##### 4.1. 応募から交付決定までの流れ

###### (1) 審査および採択

NEDO は、「2. 応募要件」を満たす事業者による提案について、「4. 2. 審査の方法」及び「4. 3. 審査基準」記載の審査を実施し、審査の通過者を助成予定先として採択します。

###### (2) カタライザーマッチング

採択決定後もしくは審査中に、NEDO が応募者と事業カタライザー両者から希望を調査し、マッチングを行います。なお、応募者が希望する事業カタライザーとマッチングできない可能性や、マッチングそのものが成立しない可能性もあります。

###### (3) 交付決定通知

採択後、「1. 2. 事業内容」記載の「(3) 交付決定条件」を満たした事業者に対し、NEDO による所定の文書手続きを経て、交付決定を通知いたします。交付決定の通知日以降に経費の計上が可能となり、助成事業を開始できます（交付決定の通知日より前に発注した経費は計上できませんのでご注意ください）。

- ・採択に至った場合でも、採択後の「(3) 交付決定条件」を満たせなかった場合は、交付決定ができません（事業を開始できません）。
- ・審査の結果等により、上記以外の条件の追加や、助成金の交付額を申請内容から変更することがあります。

##### 4.2. 審査の方法

###### (1) 躍進 500

- ・書面審査（外部専門家）

###### (2) 躍進 3000

- ・書面審査（外部専門家）

- ・ 経営者面談（NEDO が実施）
- ・ 採択審査委員会（外部専門家による面接審査：プレゼンテーション審査）
- ・ 契約・助成審査委員会（NEDO 内で開催、審査結果及び NEDO 基準に基づき採択者決定）

審査については以下の点に留意してください。

- ・ 書面審査では、提案書類に対して外部専門家等による審査を実施します。
- ・ 必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・ 提出いただく提案書類は全て日本語とします。経営者面談、採択審査委員会では日本語、英語の使用が可能です。ただし、提案者が英語での説明を希望する場合は、質疑応答等の説明において日本語のフォローが必要なため、通訳の役割をする担当者の同席をお願いします。
- ・ 選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

#### 4.3. 審査基準

「2. 応募要件」を満たしている提案について、次の観点により審査します。

##### (1) 本事業の趣旨との整合

- ・ 「事業概要」に記載された本事業の目的を達成するために有効と認められる提案であること。

##### (2) 人物評価

- ・ 代表者またはチームについて、本提案に記載された技術開発や事業化にかける意欲、情熱、リーダーシップ、柔軟性、論理力、協調性といった将来「ユニコーン企業」の創業者・経営者として十分な資質を有していること。

##### (3) 技術評価

- ・ 提案の事業構想で用いる技術シーズについて、基礎的な検討が十分に行われており、その開発能力を十分に有していること（過去の研究経歴等）。
- ・ 将来性のある技術であって、グローバルに見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
- ・ 提案者自らが優位性のある特許やノウハウを保有している、又は大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実である等、当該技術シーズが提案者によって活用可能な状態であること。
- ・ PoC に目標値、技術課題及び解決手段が明確に示されており、本提案の実施によって、技術課題が解決され、目標値が達成される可能性が高いこと。

#### (4) 事業性評価

- ・ 提案者が、事業化及び事業促進に活用可能な技術シーズを活用可能であり、提案事業の実施において技術上や知財権確保により提案者に優位性があること（競合等による模倣が困難又は時間を要する等）。
- ・ ターゲットとなる市場やそのニーズを的確に捉えており、グローバルに見ても、その市場規模が十分に見込めること。また、事業化後は国内経済への影響が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。
- ・ 本事業で実施する PoC が、技術シーズの事業化及びその促進に寄与するものであり、具体的な計画を伴う提案となっていること。
- ・ 本事業の終了後に、事業化が達成、促進する可能性が高いことを示す「具体的な計画（資金調達、サービス構築、市場参入等）」や「予想されるリスク（市場変動、技術変革等）への対策」が検討されていること。
- ・ 事業化に向けた、知財や標準化の戦略的な活用（オープン&クローズ戦略）が検討されていること。
- ・ 本提案に記載された技術開発や事業化を計画通り遂行する能力があり、それらを遂行するための体制が構築されている、又は具体的に想定されていること。

#### (5) 資金調達に関する評価

- ・ 躍進 500 および躍進 3000（消費税の仕入税額控除を適用している課税事業者）  
：対象経費の一時的な立て替えが可能なこと、および対象経費の消費税分の自己負担が可能なこと

#### (6) その他

- ・ NEDO が後援等を行った地域のピッチイベント等で NEDO 賞を受賞した者及び NEP 開拓コースで最優秀賞・優秀賞の受賞者の応募案件については、本審査において一定の優遇を行います。
- ・ 2023 年度の賃金を引き上げる旨の表明書の提出があった提案については、その引き上げ率を踏まえ、本公募の審査において加点を行います。詳細は別紙 2 をご参照ください。
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業については、本公募の審査において、認定の区分に合わせた加点を行います。詳細は別紙 3 をご参照ください。

#### 4.4. 審査結果の通知

審査結果（採択または不採択について）は、NEDO から提案者に通知します。

#### 4.5. 交付先の通知及び公表

交付決定された提案に関しては、提案者の氏名又は法人名、助成事業の名称、助成事業の概要、交付決定された助成金の額、及び担当事業カタライザー名を NEDO のウェブサイト公表します。なお、個別の事情により、採択された個人名の公表がその時点で適切でない場合には、一時的に公表を留保し、事業開始後に速やかに且つ適切な時点で公表します。

不採択の場合は、代表者名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は公表いたしません。また、不採択理由については回答いたしません。但し、府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、それらが妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に代表者名、所属企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

採択審査委員（外部専門家等（評価者））の所属、氏名については、採択決定後に NEDO のウェブサイト公表します。

#### 4.6. 経理・検査の流れ

助成事業では適切な費用計上が求められます。そのために、次の説明及び検査を行います。詳細は交付決定後、その都度ご連絡します。

- ・ 経理処理説明
- ・ 中間検査・確定検査

事業終了後、実績報告書に基づき助成金額を確定、精算払いを行います。確定検査にて、NEDO が費用計上不可とした費用については、購入者ご自身の負担となりますので、助成金を使用する前に以下の事務処理マニュアル等を参照し、NEDO 及び運営管理法人に確認の上、発注願います。

<[https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)>

#### 4.7. スケジュール（予定）

2024年
3月12日：公募開始
4月18日正午：公募締め切り
5月中旬～6月上旬頃：書面審査
6月中旬頃：採択審査委員会（プレゼンテーション審査）*・経営者面談*
*対象者のみにお知らせします
7月上旬頃：採択者の決定
7月中：カタライザーマッチング
8月中～下旬頃：交付申請書の提出、応募タイプに応じた交付条件への対応
9月上旬：交付先の決定、交付決定通知の発信、事業開始

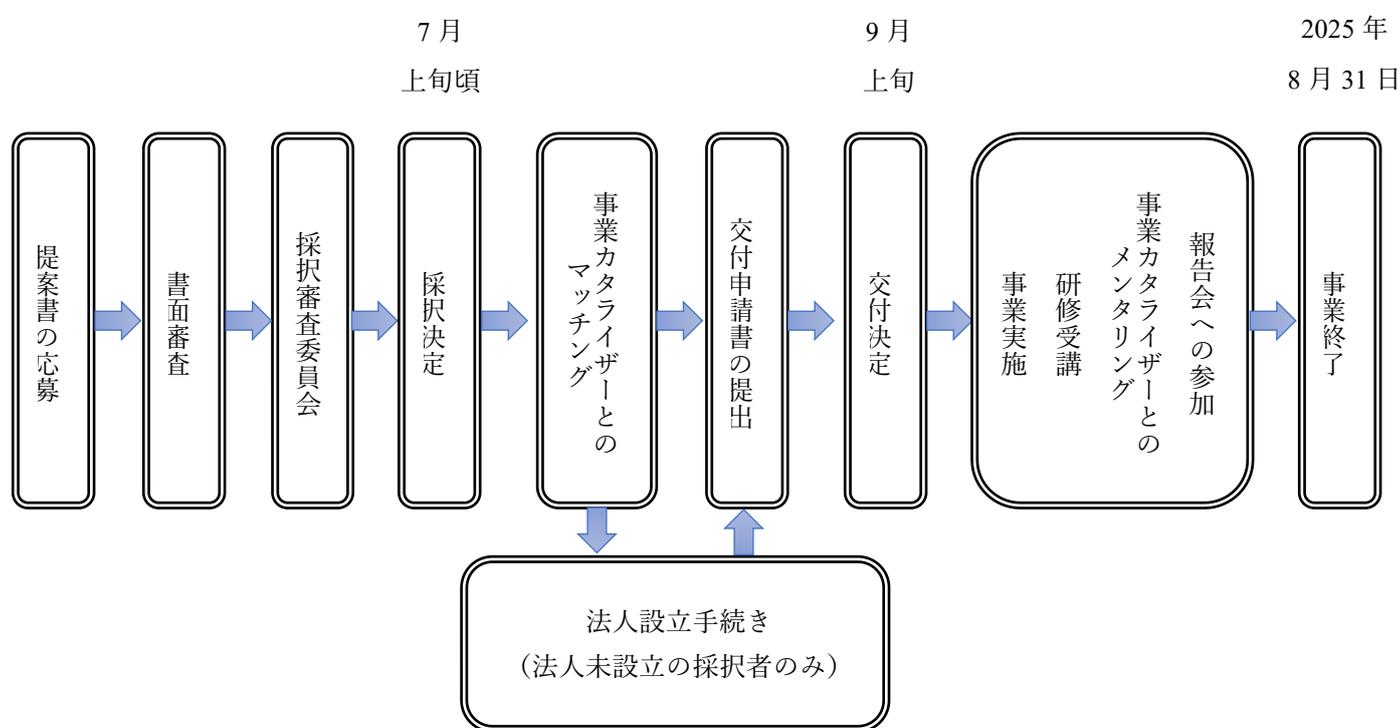


図1 応募から事業終了までのスケジュール

## 5. 秘密の保持

- ・ NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに従い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。なお、提出物の返却はいたしません。
- ・ 提出された提案書等は、助成事業の審査のために使用します。このため、外部専門家等（評価者）に提出書類等を郵送等にて送付する場合があります。評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、提案書作成時に該当する部分を削除する等、ご留意の上、作成してください。但し、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・ 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、NEDO 及び NEDO が必要と認めた者が、成果発表会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- ・ NEDO が別途委託する運営管理法人及び NEDO が本事業を行うにあたり必要と認めた者に対し、必要に応じて提案書等を提供いたします。
- ・ 提案書の「別添 3：主任研究者研究経歴書の記入について」は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- ・ e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 6. その他の留意事項

### 6.1. 事業期間終了後

#### （1）実績報告書等の提出

助成事業終了後 61 日以内に、実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明記載した実績報告書を提出して頂きます。

#### （2）事業化状況報告書等の提出

本公募に採択された事業については、助成事業完了から 5 年後まで、事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。

#### （3）収益納付

本公募に採択された事業については、当該事業成果が活用された事業により相当の収益が生じたとき認められたときに、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程に則り納付していただきます。

#### (4) 取得財産の管理

本公募に採択された助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳<sup>6</sup>を適用することが可能です。

#### (5) 処分制限財産の取扱い

本公募に採択された事業については、助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。なお、本事業における躍進A採択事業者は、処分制限財産を取得することができません。

#### (6) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価および特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、提案書の「参考資料：追跡調査・評価の概要」をご確認ください。

#### (7) その他

助成事業期間が終了する前後の時期で、NEP事業・成果報告会を開催する予定です。原則、交付決定を受けた事業者は、本報告会で躍進コースで得られた成果および事業化計画について発表いただきます。

助成事業期間終了後の適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了評価を実施します。詳細は、別途連絡いたします。

NEDOの補助金を含む国庫補助金については、一時所得として整理されます（所得税法第34条第一項）。費目によっては控除対象等になることが想定されますので、確定申告を漏れなく実施してください。

### 6.2. 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業に係る業務に関連した講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という。）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

- ・パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

---

<sup>6</sup> 圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

- ・本事業に係る業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案し、合理的に按分、且つ算出根拠を明確にした上で計上してください。

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は、中間評価・事後評価の対象となります。

#### 【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>>

### 6.3. 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

#### (1) NEDO への報告について

本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとします。特に、記者会見・ニュースリリースについては、事前準備等を鑑み、公開の3週間前までに報告を行うものとします。

#### (2) 報告の方法

報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認めます。その際、NEDO からの受領の連絡をもって履行されたものとします。

#### (3) 効果的な情報発信について

公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとします。

#### (4) NEDO 事業成果の明示

前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、以下の記載例を参考にしてその内容が NEDO 事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDO の了解を得て NEDO のシンボルマークを使用することができます。

#### 【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

#### 【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

### 6.4. 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

## 6.5. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針<sup>7</sup>」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下、「不正使用等指針」という。）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達<sup>8</sup>」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下、「補助金停止等機構達」という。）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて、本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

### (1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

①当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

②不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

③不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下、同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）

④府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

⑤不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

### (2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）

に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直

---

<sup>7</sup> 公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針： 経済産業省ウェブサイト

<[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)>

<sup>8</sup> 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達： NEDO ウェブサイト

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

## 6.6. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針<sup>9</sup>」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下、「研究不正指針」という。）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達<sup>10</sup>」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下、「研究不正機構達」という。）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として、必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

### （1）本事業において不正行為があると認められた場合

- ①当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ②不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）。
- ③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）。
- ④府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

---

<sup>9</sup> 研究活動の不正行為への対応に関する指針： 経済産業省ウェブサイト

<[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)>

<sup>10</sup> 研究活動の不正行為への対応に関する機構達： N E D O ウェブサイト

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(3) NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は、以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： [helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html) へリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

6.7. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

(1) 外為法による輸出規制

我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」という。）に基づき輸出規制<sup>11</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則、外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(2) 技術提供について

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

---

<sup>11</sup> 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

### (3) 技術等の輸出（提供）について

本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については、交付決定時において、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

### (4) 安全保障貿易管理の詳細について

安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>>

（Q&A <<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>>）

- ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<<http://www.cistec.or.jp/>>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

<[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)>

## 6.8. 助成事業の事務処理について

助成事業に係る事務処理については、NEDO が提示する「事務処理マニュアル」に基づき実施していただきます。助成事業に係る事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約<<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>>に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

## 6.9. 免責事項

NEDO、運営管理法人及び事業カタライザーは、NEDO、運営管理法人及び事業カタライザーに故意又は重過失がある場合を除き、本事業の提供において、代表者及びチームメンバーに生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

特に、応募内容が知的財産権など第三者の権利を侵害していないことを事前に確認の上、応募してください。また、本事業への応募及び参加は、代表者及び参加者の責任と判断に拠るものとします。企業・研究機関・大学等に所属する個人が応募される場合においても、所属機関に了解を得るなど必要な対応を代表者の責任で行ってください。

## 6.10. データマネジメントについて

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。

NEDOの事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

## 6.11. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別紙3記載）

提案書の実施体制に記載される助成先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

## 6.12. 特許出願の非公開に関する制度の留意点

### (1) 特許出願の非公開に関する制度

助成事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。

例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

<特許出願の非公開に関する制度>

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html)

### (2) 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

## 7. 説明会の開催

詳細は、NEDO のウェブサイト（本公募ページ）にて、ご確認ください。

## 8. 問い合わせ先

この公募内容に関するお問い合わせは、メールでのみ受け付けます。以下の問い合わせ先までご連絡ください。但し、審査の経過、一般的な文書作成方法に関するお問い合わせには応じられません。また、お問い合わせの前に FAQ もご確認ください。

<問い合わせ先>

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

イノベーション推進部 スタートアップグループ NEP 事務局

メールアドレス：NEP@nedo.go.jp

**\* 問い合わせにつきましては、メールでのみ承ります。**

## 9. その他

（1）NEDO 公式 X（旧 Twitter）

NEDO 公式 X（旧 Twitter）（<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>）をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 X（旧 Twitter）にて確認できます。ぜひフォローいただき、御活用ください。

（2）NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「NEDO 事業に関する業務改善アンケート<  
[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyoku.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html)>」にて、ご意見をお寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

### (3) 日本版 S B I R 制度

本事業は、日本版 S B I R 制度において、「特定新技術補助金等」の指定を受ける予定です。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。詳細については、下記 URL をご参照ください。

<<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/blank-5>>

#### 【関連資料】

- キーワード一覧表
- 提出ファイル作成方法と留意事項
- 応募時チェックリスト
- ファイル作成補助 Excel ファイル
- 書面審査用ファイル
- 追加資料ファイル
- 財務データ入力フォーム
- (手入力用) 提出書類一式
- 「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」基本計画
- 「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」実施方針
- 躍進コースに係る FAQ
- 公募説明資料
- 提案書書き方説明資料
- 評価者 (外部専門家) 候補リスト
- NEDO 事業カタライザープロフィール (50 音順)
- 従業員への賃金引上げ計画の表明書
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

## 大企業・中小企業の定義

- ・大企業とは以下に定義する中堅企業及び中小・ベンチャー企業を除いた企業
- ・中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注1）、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

## （ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

## （イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

## （ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注2）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

## （エ）研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・提案時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業。

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア) から (エ) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

## 2024 年度の賃金を引き上げる旨の表明資料について（任意）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和 3 年 11 月 8 日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。

加点を希望する提案者は、留意事項をご確認の上、様式による表明書をご提出ください。

### （留意事項）

1. 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は 3%、中小企業等は 1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定日が既に決まっている）場合に加点いたします。
2. 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
3. 提案者が複数者からなるコンソーシアム等の場合は、代表法人が企業等であって、賃上げの実施を表明した場合を加点対象といたします。
4. 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかに NEDO に理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社 web ページ等）いただきます。
5. すでに本表明書を当該年度中に NEDO へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

－ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について －

2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条（現24条）に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみ認定企業・プラチナくるみ認定企業・トライくるみ認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況について、提出時点を基準として記載ください。

対象：提案書の実施体制に記載される助成先（委託先等は除く）

提案法人名	常時雇用する労働者数	認定状況及び取得年月日（認定が無い場合は無しと記入）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定1段階（〇年〇月〇日）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定行動計画（〇年〇月〇日）、ユースエール認定
〇〇大学	〇名	プラチナくるみ認定（〇年〇月〇日）

※必要に応じて、適宜行を追加してください。また証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加対象認定】

（参考：女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）

認定等の区分	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定 （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	プラチナえるぼし <sup>※1</sup>
	3段階目 <sup>※2</sup>
	2段階目 <sup>※2</sup>
	1段階目 <sup>※2</sup>
	行動計画 <sup>※3</sup>
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定 （くるみ認定企業・プラチナくるみ認定企業・トライくるみ認定企業）	プラチナくるみ <sup>※4</sup>
	くるみ（令和4年4月1日以降の基準） <sup>※5</sup>
	くるみ（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） <sup>※6</sup>
	トライくるみ <sup>※7</sup>
くるみ（平成29年3月31日までの基準） <sup>※8</sup>	
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）	

※1：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定

※2：女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3：常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4：次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※10の認定を除く。）

※7：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8：次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定